



開会宣告	議長	只今から第12回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第12回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第6番 平野 尚 一</p> <p>第7番 乗松 良 行 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成30年6月29日～平成30年7月24日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	日程第4、議案第1号、農地の権利移動の許可申請について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について 決定をする。 平成30年7月24日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 1筆 地目 畑 民有地 合計面積1,738㎡ 法律関係 贈与 こちらにつきましては、遠方で管理ができないため営農者へ贈与するものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。	
	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。 続きまして、日程第5、議案第2号現況証明願について
		事務局	議案第2号、現況証明願について このことについて、別紙のとおり現況証明願があったので、申請のとおり 証明することの可否について決定をする。 平成30年7月24日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
			番号 1 説明 図面番号2をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 4筆 地目 田畑 民有地 合計面積7,365.44㎡ こちらにつきましては、資料をご覧ください。 字〇〇の地番3筆については、河川を越えた傾斜部で原野山林状態となっ ています。 字〇〇 地番1筆についても河川の傾斜部であって原野となっています。 農地ではないと判断します。 なお、4筆とも農用地ではありません。
		議 長	以上で事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。

日程第5 議案第2号	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
日程第6 その他	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、議案第2号については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、日程第6、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
		それでは、本日の第12回農業委員会総会を閉じさせていただきます。
		慎重なご審議ありがとうございました。